

<p>公安委員会 説明資料 No. 1</p>	<p>「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(案)」並びに「令和8年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(案)」について</p>	<p>令和8年3月26日 長官官房</p>
<p>1 国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画(案)</p> <p>現行の基本計画の期間が令和7年度末で終了することから、新たな計画を策定する。主な改正点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間を3年から5年に変更 ○ 実績評価方式による事後評価等における業績指標の設定に関する規定を整理 <p>2 令和8年度国家公安委員会及び警察庁における政策評価実施計画(案)</p> <p>(1) 実績評価方式による事後評価等</p> <p>令和8年度は、全22の業績目標のうち、次の6の業績目標について、令和7年度を評価期間とする事後評価を実施し、その他についてはモニタリングを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本目標1 現下の治安上の課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> 業績目標1 匿名・流動型犯罪グループに対する取組の推進 ○ 基本目標4 市民生活の安全と平穏の確保 <ul style="list-style-type: none"> 業績目標1 総合的な犯罪防止に向けた取組の推進 ○ 基本目標5 犯罪捜査の的確な推進 <ul style="list-style-type: none"> 業績目標3 科学技術を活用するなどした緻密かつ適正な捜査の推進 ○ 基本目標7 安全かつ快適な交通の確保 <ul style="list-style-type: none"> 業績目標1 歩行者・自転車利用者等の安全確保 ○ 基本目標8 国の公安の維持 <ul style="list-style-type: none"> 業績目標2 警察庁と都道府県警察が一体となった的確な警衛・警護の実施 ○ 基本目標9 デジタル社会の安全・安心の確保 <ul style="list-style-type: none"> 業績目標1 サイバー事案対策の推進 <p>(2) 事業評価方式による事後評価</p> <p>令和8年度は、次の3法令により新設等された規制(全9規制)について、令和7年度までを評価期間とする評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号) ○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和3年法律第69号) ○ 道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第16号) 		

公安委員会	国家公安委員会の権限に属する事項の	令和8年3月26日
説明資料No. 2	専決区分の整理（案）について	長官官房

令和7年度中に施行された法律等に規定された国家公安委員会の権限に属する事項（内閣総理大臣の権限に属する事項で国家公安委員会において専決処理することとされたものを含む。）のうち、一定のものを次のとおり警察庁において専決処理する事項とする。

○ 国家公安委員会の決裁が必要な事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（細目的・形式的事項のみを定めるものを除く。）
- ・ 他機関との協議（細目的・形式的事項に関するものを除く。）
- ・ その他特に高度な判断を要する事項

【例】

- ・ 分野別運用方針の策定（軽易なものを除く。）

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）

○ 警察庁において専決処理する事項

【整理に当たっての考え方】

- ・ 警察業務に係る各種基準・計画の策定等（細目的・形式的事項のみを定めるものに限る。）
- ・ 他機関との協議（細目的・形式的事項に関するものに限る。）
- ・ その他軽易なもの（事実の確認、公表、証明等）

【例】

- ・ 公正取引委員会等に対する情報提供

（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

公安委員会 説明資料No. 3	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について	令和8年3月26日 生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則」（平成15年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 改正案の概要</p> <ul style="list-style-type: none">○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、インターネット異性紹介事業者は、異性交際を希望する者に対して、児童でないことの確認を行う必要があるほか、法第11条ただし書の規定に基づき、本人を特定する事項の確認を行っており、これらの具体的な確認方法について規則に委任しているところ、その確認方法にマイナンバーカード等を利用した公的個人認証サービス等を追加する旨の改正を行うもの（規則第5条第1項及び第6条第1項関係）。○ その他所要の改正を行うもの。 <p>3 意見公募手続の実施結果</p> <p>意見公募手続（令和7年9月12日から同年10月11日まで）を実施した結果、6件の意見が寄せられた。</p> <p>4 施行期日</p> <p>公布の日</p>		

公安委員会 説明資料No. 4	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和8年3月26日 刑事局
--------------------	--	------------------

1 背景

現下の特殊詐欺等の被害の深刻な状況を踏まえ、全国銀行協会においては、預貯金取扱事業者間で不正利用口座（※1）の情報を迅速に共有した上で、①振込元となった被害者口座のほか、②不正利用口座と同一名義の他行口座や③これらと資金授受関係のある共犯者口座を検知できるようにすることにより、関係口座の迅速な凍結や被害金の流出防止及び被害回復を図る取組を令和9年4月から開始する予定（※2）。

（※1）「詐欺その他の犯罪若しくは犯罪による収益の移転に利用され、又はそのおそれがあると認められた預金又は貯金口座」をいう。

（※2）「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」においては、当該情報共有のための枠組みの創設について検討する旨が記載されている。

2 改正の概要

上記取組を推進すべく、犯収規則を改正し、預貯金取扱事業者において、「取引時確認等を的確に行うための措置」（規則第32条）として以下の措置を講ずるよう努める旨を規定。

- 不正利用口座について当該口座に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置を講じた上で、当該口座に関する情報であって取引時確認等の措置を行うに際して必要なものを他の預貯金取扱事業者へ提供すること。
- 上記により提供を受けた情報を整理・分析し、必要に応じ、犯罪による収益の移転防止のために必要な措置を講ずること。

3 今後の予定

意見公募手続（※金融庁実施）：令和8年3月27日から4月27日まで
施行期日：令和9年4月1日

1 趣旨

令和8年2月に法制審議会において採択された答申を踏まえ、自動車運転死傷処罰法の「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」に数値基準が設けられることに伴い、道路交通法の酒酔い運転に同様の数値基準を設けるもの。

2 改正概要

(1) 道路交通法の改正

自動車運転死傷処罰法の「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」に数値基準が設けられることに伴い、酒酔い運転にも同様の数値基準（呼気中アルコール0.5mg/L（血中アルコール1.0mg/mL）以上）を導入する。

(2) 施行期日

公布の日から起算して20日を経過した日

※ 自動車運転死傷処罰法の改正

危険運転致死傷罪の以下の類型につき改正を行う。

ア 飲酒類型

アルコール影響正常運転困難状態で自動車を走行させる行為に、新たに数値基準を設ける。

イ 高速度類型

一定の数値基準以上の高速度で運転する行為を一律に対象にする。

ウ 殊更滑走等類型

殊更にタイヤを滑らせ又は浮かせることにより、その進行を制御することが困難な状態にさせて、自動車を走行させる行為を直接捉える新たな類型を追加する。

1 開催概要

(1) 開催日・場所

令和8年3月16日（月）及び17日（火）
オーストリア・ウィーン

(2) 会議概要

国境を越える組織的詐欺に対抗するための国際連携強化及び国際意思形成を主要な目的としたUNODC及びINTERPOLが共催する閣僚級会合であり、国連加盟国123か国（そのうち、閣僚級出席者は17名）、民間企業140社、その他国際機関等の総勢1,400名以上が参加。警察庁から、太刀川次長及び随行者9名で対応。

2 結果概要

(1) 成果文書等

本会合において、UNODC主導の下、国際的な詐欺対策のための主要な行動を示す「詐欺対策に関する行動の呼びかけ」及び「詐欺防止に関するグローバルな官民連携に係る枠組み」と題する成果文書を採択。

また、一部参加国等によって「詐欺に関するグローバルな官民連携の実施」と題する文書が、一部民間企業によって「オンライン詐欺及び不正対策に係る産業界の合意」と題する文書が合意された。

(2) 詐欺対策のための誓約

本会合において、我が国における詐欺対策のための行動方針として、①制度・捜査の両面における詐欺への対応、②官民連携の取組、③国際連携におけるコミットメントの3点を掲げた誓約を提出。

(3) セッション関係

本会合中、「詐欺拠点：高度化する詐欺手口と国境を越える影響」をテーマとして開催されたパネルディスカッションに、太刀川次長がパネリストの1人として登壇し、詐欺拠点への対処に関する課題や国境を越える国際連携について議論。

3 二国会談

カンボジアとの二国会談においては、詐欺拠点摘発時の証拠品の積極的な確保及びそれらの共有について要請。

米国との二国会談においては、我が国から詐欺被害情勢等を説明の上、先方より詐欺組織等に対する資産凍結への協力要請があった。

1 全体の概況

- 検挙事件数7,922事件（前年比－3.2%）、検挙人員9,177人（前年比－3.8%）で、いずれも令和3年以降減少
- 匿名・流動型犯罪グループの関与が認められる悪質リフォーム事犯が前年より増加

2 分野ごとの概況

（1）消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

ア 利殖勧誘事犯

- 検挙事件数は前年より減少したが、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯は増加

イ 特定商取引等事犯

- 検挙事件数は前年より増加。訪問販売に関連した事犯の割合が多く、特に悪質リフォーム事犯が増加

ウ ヤミ金融事犯

- 無登録・高金利事犯の検挙事件数は前年より減少したが、匿名・流動型犯罪グループが関与していた事犯の検挙がみられた。

（2）知的財産権侵害事犯

- 商標権侵害事犯の検挙事件数は前年より減少、著作権侵害事犯の検挙事件数は前年とほぼ同規模
- 営業秘密侵害事犯の検挙事件数は前年より増加

（3）国民の健康や環境等に対する事犯

- 環境事犯の検挙事件数は前年より減少
- 保健衛生事犯の検挙事件数は前年より減少したが、米の密輸に係る植物防疫法違反等の検挙がみられた。
- その他の生活経済事犯の検挙事件数は前年より増加

3 今後の取組

- 関係機関・団体等と連携した被害実態等の情報収集と各種法令を活用した早期事件着手による取締りの推進
- 組織性を有する事犯に対する部門間及び都道府県警察間の連携強化と徹底した突き上げ捜査による首謀者の検挙及び犯罪グループの壊滅
- 被害の状況に応じた効果的な広報啓発活動等による被害の未然防止

<p>公安委員会 説明資料No. 8</p>	<p>令和8年春の全国交通安全運動 の実施について</p>	<p>令和8年3月26日 交 通 局</p>
<p>1 実施期間 4月6日(月)から同月15日(水)までの10日間 (交通事故死ゼロを目指す日 4月10日)</p> <p>2 主催 内閣府・警察庁等10府省庁、都道府県、市区町村及び関係13団体</p> <p>3 運動重点</p> <p>(1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保 (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上 (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底</p> <p>4 運動重点に関連する交通事故の特徴</p> <p>(1) 運動重点(1)関係 (こどもに関連する交通事故の特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生は低学年ほど歩行中の事故、高学年になるほど自転車乗用中の事故の割合が高い。 ○ 中学生・高校生は自転車乗用中の事故の割合が最も高く、学年が上がるにつれて二輪車乗用中の割合が高い。 ○ 高校生から死者・重傷者が大きく増加し、特に自転車乗用中が増加 ○ 月別では、幼児では大きな差は見られないが、児童では4月から6月にかけて増加 ○ 通行目的別では、幼児は「遊戯」、児童は「下校」が最多 ○ 法令違反等別では、幼児・児童とも「飛出し」が多い。 <p>(2) 運動重点(2)関係 (自動車に関連する交通事故の特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話等使用による死亡・重傷事故は近年増加傾向 ○ 携帯電話等使用時の死亡事故率は不使用時の約3.4倍 ○ チャイルドシート使用率は年齢とともに低下 ○ チャイルドシート不使用時の致死率は使用時の約3.7倍 ○ シートベルト非着用時の致死率は着用時の約14.8倍 <p>(3) 運動重点(3)関係 (自転車に関連する交通事故の特徴)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通行目的別では、小学生では「訪問」が最多、中学生・高校生では「登校」が最多 ○ ヘルメット着用率は、小学生は全学年で約3割、中学生は1年生が最も高く約5割で、学年が上がるにつれ低くなり、高校生は全学年で低い。 ○ 自転車乗用中死者数は減少傾向にあるが、法令違反ありの構成率は約8割前後で高止まり。 		

1 概要

昨年10月から12月にかけて、国際刑事警察機構（インターポール）主導の下、フィッシング、バンキングマルウェア、ランサムウェアなどのマルウェア対策を行うため、日本警察を含む72か国の捜査機関が関係サーバのテイクダウン等を行ったもの。

本オペレーションにより、これらマルウェアと結びついた4万5千以上のサーバがテイクダウンされた。

2 日本における対応

○ 関東管区警察局サイバー特別捜査部は、インターポールから、日本国内に所在しているとみられるフィッシング、バンキングマルウェアなどに関する情報（IPアドレス等）45件を一元的に受領し、テイクダウンの対象となるサーバを管理する事業者等を特定するとともに、関係都府県警察による取組を支援。

○ 同部による支援を受けた4都府県警察（警視庁、石川県警察、京都府警察、大阪府警察）は、サーバを管理する事業者にマルウェア感染の疑いがある旨を教示してテイクダウン措置について働きかけを行った。

これにより、当該事業者によって現在までに24台のサーバについてテイクダウン措置が講じられたことで、更なる被害拡大を防止した。